

第十三回国会 水産委員会

議録 第十六号

(二〇九)

昭和二十七年三月三日(月曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長

川村善八郎君

理事高

川村善八郎君

理事林

好次君

新市君

石原

圓吉君

佳夫君

鈴木

善幸君

光一君

井之口

政雄君

上林與市郎君

水産府委員

松田

鐵藏君

委員外の出席者

農林事務官

伊東

正義君

産庁漁政部長

三種君

委員員

杉浦

保吉君

委員員

井之口

政雄君

真珠養殖事業法案

石原圓吉君

漁業取締に関する件

漁業損害補償に関する件

○川村善八郎君 これより水産委員会を開きます。

第一類第十号

水産委員会議録第十六号 昭和二十七年三月三日

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案を議題として審議を進めます。提案者より提案理由の御説明願います。松田鐵藏君。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動植物の養殖施設(以下「漁業施設」という。)について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

二月三日 委員木村榮君及び佐々木更三君辞任につき、その補欠として井之口政雄君及び上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案(松田鐵藏君外十一名提出、衆法第三号)

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案(石原圓吉君外十一名提出、第十二回国会衆法第八号)

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案(水産金融に関する件)

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措定案(漁業損害補償に関する件)

をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

3 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた金額をいう。

(損失の基準及び回収)

第六条 第二条第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸してする貸付)

(債権の保全及び回収)

第六条 第二条第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸してする貸付)

第五条 第二条第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行ふ場合に定めた利率を年四分引き下げた率とする。

2 前項の規定により政府と融資機関の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行ふ場合に定めた利率を年四分引き下げた率とする。

3 前項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、融資の総額を年四分引き下げた率とする。

4 第二項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

(二〇九)

第八条 政府は、融資機関がこの法

律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ぜることができず。

5 第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第十条 この法律は、公布の日から施行する。

7 第十一条 融資機関がこの法律施行前第二条第一項に規定する者に対してもなされた貸付であつて、政令で定める条件によりこの法律に定める条件に該当又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

8 第十二条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納入しなければならない。

9 第十三条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

10 第十四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

11 第十五条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

12 第十六条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

13 第十七条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

14 第十八条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

15 第十九条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

16 第二十条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

17 第二十一条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

18 第二十二条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

19 第二十三条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

20 第二十四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

21 第二十五条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

22 第二十六条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

23 第二十七条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

24 第二十八条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

25 第二十九条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

26 第三十条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

27 第三十一条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

28 第三十二条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

29 第三十三条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

30 第三十四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

31 第三十五条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

32 第三十六条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

33 第三十七条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額を政府に納入しなければならない。

せんはすべての養殖事業者を対象としているので、提出した計画について助言または勧告をし、これに応じた者に對してのみすることになつておるのであります。すなわち一方においてはすべての者に義務を課しておりながら、他方資金の面については一部の者を対象としたしておりますので、この際この不均衡の調整をはかることが適当と考えられましたので、原案の第四条を農林大臣は毎年養殖事業者に対し計画の提出を求むることができることに修正して、第五条との調整をいたしました次第であります。かく修正することによりまして、当然さきの修正による第十五条第一項の計画の提出にかかる罰則の規定はなくなるのであります。これを削つたのであります。これが補足修正をいたさんとするおもなる内容でございます。そこでこの修正はさきの第一次修正案と一本にいたし御審議を願いたいと存じまして、補足修正の字句について御審議を願つた次第であります。

もつて臨みたいと存ずるのであります
が、何としても母貝の増産と真珠そのもの
の品質の向上、品種別の数量の調整、
輸出検査の励行、真珠養殖の研究
の徹底がおもなる目的であります。本
法案は私の理想と申しますか、私の目
標としたところは少しく隔たりはありません
けれども、本法案の成立後に、機を見て、
さらにあの実績にかんがみて、
補足充実をいたしたいと思うのであります

につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

て資金の問題をいろいろお話し合いします。鈴木君の御発言と
のであります。鈴木君の御発言と
様、責任をもつて資金のあつせんを
るという宣言をいたしましたし、
朝農林大臣に会いまして同様折衷い
しましたところ、資金の問題につい
は責任をもつてあつせんする。従つ
て本日の委員会でできれば通せとい
う勵までいただいて来ましたので、鈴
木君の御期待に沿うよう委員長といた

同様に年度は余すところ三週間を出ない状況になりましたが、政府並びに本委員会が漁業經營の安定の大きな施策といたしまして、水産物高度利用の施設を農林漁業資金特別会計によりまして実施して参つたわけであります。この二十六年度におきますところの水産物高度利用の、つまり製氷、冷凍工場その他の融資につきましては、特別会計のわくは一応十億程度に相なつておつたわけであります。が、水産厅におきましては、土地改良その他のわくの中でも、しそれらが年度内に消化されない場合には、その中から非常に各方面から要望の多いところの、しかも施策として非常に時宜に適したところの水産物高度利用の面に、その残余分を流用するといふ日途のもとに、十二億ないし十三億程度の一応の日途をつけて、各漁業協同組合から願い出しましたものを、第一次並びに第二次として査定をいたしておりますように私ども承知いたしておりますのであります。ところが第一次、第二次と事務的に処理いたしておりますものの内容につきましては、ただ調査資料の不足があつて、審議の時間を要したとか、あるいは地元にいろ／＼な事情があつて、特殊なケースとして特に調査を要するとか、そういうようなもつばら事務的な手続によつて、第一次分と併せ一緒に申請がなされておりながら、そういう若干の手続上の問題で、第二次分にまわされおる。しかも第二次におきましても水産厅においては、すでにこれが当然二十六年度において融資すべきもので

東安本長官に私ども折衝いたしましたところ、廣川農相も周東長官も、責任をもつてこの三億の資金おくを確保することに努力するといふ声明を得ていいのであります。本日は両大臣の御出席がございません。そこでこの際躊躇見長官並びに川村委員長から、適当なる機会に、この資金わく設定についての政府としてのはつきりした方針を本委員会に示されるよう、御両所から政府に対して御連絡をいただきたいと願います。

○川村委員長　ただいま鈴木君の御癡言中、委員長に対する御希望に対しましては、先般周東安本長官にお会い

母貝の生産増殖に対する計画が非常に差迫つてゐるのであります。三月、ばいにはぜひともその実施等をしていただかなければならぬということになりますから、水産庁は関係各県と連絡をとつて、まずこの法案の是も主要なる目的とする母貝の増産の策、一年度、本年度計画を遺憾なく遂行されるよう、ただいま高橋課長もお見えになりましたが、どうかその点を十分急速にお手配あらんことを強く要望いたします。

りますものの内容につきましては、たゞ調査資料の不足があつて、審議の時間を要したとか、あるいは地元にいろいろな事情があつて、特殊なケースとして特に調査を要するとか、そういうようなもつばら事務的な手続によつて、第一次分とほとんど一緒に申請がなされておりながら、そういう若干の手続上の問題で、第二次分にまわされてしまう。しかも第二次におきましても水産庁においては、すでにこれが当然二十六年度において融資すべきものである。こういうぐあいに事務的には結論が出ておるというのであります。ところが私ども並びに水産庁が最初に期

につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認め、さようどりはからいます。

○鈴木(農)委員 ただいま真珠養殖事業法案は共産党を除く各党の多数の賛成を得まして、本委員会において議決を見たわけでありますがこの際私は政府当局に対しまして希望を申し上げておきたいと思うのであります。ただいま決定を見ました事業法案によりますと、生産計画を農林大臣に提出し、農林大臣の助言あるいは勧告に基いて事業を進めました場合には、農林大臣は資金のあつせんをすることに相なつてゐるのであります。この資金は大体四箇年ないし五箇年の長期資金といいたしまして、第一年度二十七年度に最低三億の資金があつせんのわくを、農林大臣並びに國庫

て資金の問題をいろいろお話しした
のであります。鈴木君の御発言と同
様、責任をもつて資金のあつせんをす
るという言明をいたしましたし、今
朝農林大臣に会いまして同様折衝いた
しましたところ、資金の問題について
は責任をもつてあつせんする。従つて
本日の委員会でなければ通せといふ激
励までいただいて来ましたので、鈴木
君の御期待に沿うよう委員長といたし
まして努力する考えであります。

○監視官府委員 ただいま事務的に取
進めている最中でありますて、努力を
いたします。

○石原(國)委員 この法案はちょうど
足かけ三年にわたつてやつと委員会を
通過したのでありますし、その間の苦
心さんなんたる情勢について、ただい
ま説明はいたしませんですが、委員諸
君の御理解ある御協力に対しまして厚
く感謝の意を表するのであります。
つきましては水産長官は、この問題は
あまり今日まで深くタッチされなかつ
たわざであります、さあしたゞりこの
年は余すところ三週間を出ない状況
になりましたが、政府並びに本委員会
が漁業經營の安定の大きな施策といつ
たまして、水産物高度利用の施設を農
林漁業資金特別会計によりまして実施
して参ったわけであります。この二十
六年度におきますところの水産物高度
利用の、つまり製氷、冷凍工場その他
の融資につきましては、特別会計のわ
くは一応十億程度に相なつておつたわ
けであります、が、水産庁におきまして
は、土地改良その他のわくの中でも、も
しそれらが年度内に消化されない場合
には、その中から非常に各方面から要
望の多いところの、しかも施策として
非常に時宜に適したところの水産物高
度利用の面に、その残余分を流用する
といふ目途のもとに、十二億ないし十
三億程度の一応の目途をつけて、各漁
業協同組合から願い出しましたもの
を、第一次並びに第二次として査定を
いたしておるよう私ども承知いたし
ておるのであります。ところが第一
次、第二次と事務的に処理いたしてお

待いたしたのと反しまして、土地改良その他におきましても、とにかく與えられたわくはこの消化させようとして、大体土地改良その他においても、わくは全部使ってしまうということになつておるようありますので、当初予定しました水産のわく十億に、プラス二億くらいのものが予定通り追加することができないように相なつて来るのではないか、こう予測いたされるのであります。そうしますと第一次分が十億四千万、それに二億程度の第二次分、この十億を越えた分については、二十七年度にまわさざるを得ないというような結果に相なると思うのであります。私が前段で申し上げましたように、第一次といい、第二次といい、本来二十六年度のわくできかなうべきものである、こういう観点からいたしまして、水産庁においては、この第二次分については二十七年度において必ず出すという決定をいたし、そして二十六年度において出すべきものが二十七年度にずれたのであるから、農林中央金庫に対して、その間のつなぎ資金をただちに融資するよう、政府は責任を持つてあつせんすべきものだ、こう考えるのであります。が、これに対しても政府はどういうふうにおとりはからいになる御方針であるか、この際承つておきたいと思うのであります。

これは私ども來ます前に決定が済んで
おる分であります。今お話の第二次と
いう問題であります。これは農林省
全部のわくを調整してみまして、もし
余つたら水産にもわけてもらうといふ
話合いでやつておつたのであります
が、これはむしろ水産がほかのわくを
食つておる。鮭鱈の孵化場等におきま
しては予定のわく以上に融資して、ほ
かのわくを水産が食つておる。そな
う形になつておりますので、今年度中
に第二次としてやる分のわくは今ござ
いません。それで私どもとしまして
も、当然今年考えられてよかつた問題
が二、三あつたということを聞いてお
ります。そういうものと来年のものと
一緒に考えまして、どうして不足分に
ついては、御説の通り中金からつなぎ
資金を出してもらう。ありますから
ら、ある期間は七分五厘ではなしに、
一割一分といつた若干高い金利で一、
二箇月の間は勘弁してもらう。このこ
とで、官房長にも話し合つて了承を得
ております。ただ金額が幾らというこ
とはきまつておりませんが、御説のよ
うな考え方でやる予定になつております。

した特徴によつて、その村、港に施設をつくらんとするとき、それにじやまをして、自分の經營に移さんとする傾向がたくさんあるのです。極端な例を申し上げますならば、鹿児島県の連合会のごときものであります。鹿児島県においては、既設業者が鹿児島市に三つも四つもあつて、製氷の能力からいつて十分である。ところがそれに対して、場合によつては足りない場合もあるが、既設業者が貯蔵庫を幾分ふやすことによつて十分であるといふ陣情も受けけておる。その地方選出の代表者からもよくその事情を聞いておるのですが、これに対しても連合会は、当初の單協の決議によつて新たに拡張の計画を立てた。ところが先ほど提案した、ルース台風によつて、漁業災害の特別措置法を出さなければならぬよな災害を受けた結果、單協は漁業権証券をもろうし、また自己資金もあつたことだらうと思うが、國から非帶な援助を受けなければ立つて行けない、ゆえに前の決議は誤つておつたから、反対しなければならないという陣情もわれくのところへ参つておつたし、水産庁へも来ておつた、にもかかわらず、水産庁は鹿児島県漁連に対して決定を與えてやつたといふ問題が論議されておつたのであります。これらはいまだにその内容の報告もなく、しかして決定のままになつてゐるのであります。單協の育成強化を叫んでいた局として、どうして連合会にかような企業的な仕事をさせなければならぬのか、われくの納得のできない問題であります。私どもはかような意見から、北海道の道漁連は、北海道に持つてゐる八つの冷蔵庫をも單協を開

放すべし、しかして單協の力で引き得ない場合においては、連合会は指導の立場にあり、また單協に対してもらうる援助の方法を考えなければならないから、中央に冷蔵庫をつくつて單協の利益をはかるようにすべきである。かような見地から、北海道の道漁連は今や八つの冷蔵庫を單協に開放する手段を講じておる。しかしして幾分の特融を受けて、中央に漁民のための大きな冷蔵庫をつくつて、利益を度外視して單協の利益をはからんとする方法をわれらが、これこそはほんとうの連合会の行き方ではないか。鹿児島県のごとき、宮城県のごときは單協を圧迫する方法であるとわれくは考えておる。かようなことに対する、どのような御指示をなされているか、お考えを持つておられるかお聞きしたいのであります。またもう一つ、農林中央金庫においては、どういう考え方から行くのか存じませんが、事務的な経費によつての融資に対する調査に、まことに銀行が、高利貸しが金を貰すがごとき態度でもつて臨んでおる。せつかく組合は全部の借金を漁業権証券によつてまず返そうとする。当委員会漁業権証券で理事長も借金はとらないと言明しておる。にもかわらず全部の借金を払えと言ふ。またそれが自主的に払うものであつたならばこれは決して悪いことではないと考えておるが、その裏面に向つては、高利貸しよりももつとくひどい条件をつけ、そうした審査によ

つてやつておる。これから單協がまじめに民主的にその組合の育成強化をはからんとするものに対しても、かよう考へ方を持つておる。しかも大体特融といふものは二割は農林中央金庫の負担になるが、八割は政府の責任である。場合によつては正しい行き方によつて事業となさんと、その地方の漁業者政府はこれをくれてやらなければならぬ。払わなくともいいものであつて、もつたものではない。正しくこれを払わんとして行かなければならぬ。しかし組合が地方のためにあらゆる育成強化、組合員の協同の利益のためにこうした事業を考えるのに、政府内に決定されたものをいまだにそれを停頼しておる。しかも北海道の農林中央金庫の前の支所長などといふものは、それがために転任させられてしまつた。また職員たちもさよな考へ方を持つておつたならばもつとくがえなければならぬのであります。これは北海道における輿論であります。これは漁業のみならず、農業の方においてもさうであります。まことにわれくの納得できない考へ方を彼らはしておるのでありありまして、正しい特融の性格、精神といふものを十分把握されるように長官からも特に農林中央金庫の当事者に申し入れていただきたい。

しかして委員長にお願いするのであります。近いうちに農林中央金庫の理事長を当委員会に呼んで、いろいろこれまでの誤つておる点をわれへは指摘いたしまして、しかして正しい道によつて、特融が一日も早く貸し出しがき得るような手段をとられんことを希望するものであります。

ます水産庁の御意見を承りたいと思
います。

單協限りの施設であれば單協がやるの
が適当だと思ひますけれども、関連する
数個の單協がその施設を利用すると
いうような場合には、これは連合会の
方も考へてみなければならぬ場合はあ
るだらうと思います。具体的な問題に
対しては、今いろいろと懸念があるよ
うでありますけれども、私も詳細具体
的な例について一個々々検討しない
と、その可否はお答えいたしかねるわ
けでございます。

それから中金のやり方に対しては、
これは過去から中金が非常に官僚的で
あるといふ非難は強くあつたわけで、
私も官房長時代に、そらいうふうな非
難の理由がある部分が非常に多いから
といふので、あらゆる機会にそらいう
点について中金の最高当局の方にたび
たび申入れもあり、支所長會議等の度
上でもそういう点について警告は発
たわけですけれども、具体的な問題に
対しましてどういうことになつてお
るかということは、詳細調査したかわ
らないとちよつとお答えいたしかねる
わけでございます。

お答えいたします。この次の委員会は水産金融の問題、並びに海上保安の問題等を取上げたいと存じますので、その当日は十分開きただすことになります。

○田口委員 私はこの際、西日本各県が非常に重大関心を持つておりますところのまさ網の漁業調整の問題について、水産庁長官の御意見をお伺いしたいと思うのであります。

水産庁は四、五日以来、長崎県から鳥取県までの県係員及び業者を東京にてお集めになりまして、そうしてこの問題に対する調整に関しまして非常に細心の努力をしておられる様子に承知いたしておりますのでございますが、今回招集になりました目的とその経過及び結果について、詳細にひとつ本委員会にて御報告願いたいと思うのであります。

○伊東説明員 その問題は私からお答えいたします。今御質問がありましますように、先週四日間にわたりまして白取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎での各県当局と業者の方々にお集まら

願いまして、水産庁が中に入りまして会談をいたしました。この目的でございますが、この目的は昨年十二月一日で許可の切れました対馬漁場を目途としますところのさばきんちやくの漁の問題の話合いをつけることでございました。これは田口委員がよく御知のように、従来対馬漁場を目的として長崎県当局は、十二月の許可の切ったのを機いたしまして、入漁は止めたのであります。これに対しまして長崎県当局は、十二月の許可の切ったのを機いたしまして、入漁は止める、長崎県に移籍すれば許可をしていいが、ほかの県の方は許可をせぬ

いろいろな方針をとられたらしいのです。それでこの一月以来、從来入漁いたしておりました佐賀、福岡、山口、鳥取、島根、あの辺の船があそこに行つて操業できなくなつたといふことで、大分問題を起したわけあります。水産当局としましては、こういふ問題はわれ／＼が最初に入りますよりも、賢明な知事さんがたくさんおられるのでありますから、知事さん同士の話合いで話をつけてもらいたいといふことで、静観いたしておつたのであります。が、その経過を見、知事会議の様子を聞きましても、なか／＼話合がまとまらぬ。それでさばの盛漁期も前に迫つてあり、ほかの県の船は大分引込船を使いまして、待機しているといつたような状態でありますので、入漁を拒まれました各県から、ひとつ水産庁が中に入つて話合いをしてくれぬかという要請がありましたので、先週四日間にわかつて会議を開いたわけであります。それでこれは目前の三、四、五の三箇月のさばの盛漁期を対象としました入漁の問題でござります。この入漁の問題を解決しようと思つて会談を開いたのであります。長崎、佐賀、福岡とは話合いがつきまして、これはすぐわれ／＼の方からも長崎へ電報を打ちまして、佐賀、福岡の船はすぐ許可をして入漁するよう手続をしてほしいというようなことをいたしました。これは長崎のいわし揚縄も佐賀へ行つて若干操業したいといふ問題は解決いたしました。それから島根、鳥取は両方ともなか／＼入漁の話合いがつきませんで、さしあたり

三、四、五の三箇月は島根、鳥取へ行つて操業することは見合せようというようなことで、話し合がつかねままにわかれています。一番問題は山口と長崎なのでございますが、これは両方からいろいろ希望条件が出まして、東京で話し合ひをつけたかつたのであります。ですが、長崎側は即答できませんといふことで、日を切りまして三月十日一ぱいに御返事をもらいたい、その御返事がなければひとつ農林省として考えておる方針でやらなければいかぬといふよろうなことを申し上げまして、長崎と山口の関係は、十日の日を切つたまゝ今までおの／＼関係者が現地へ帰られまして、地元で相談の上水産庁に返事をするということに相なつております。

うような実情でありますから、山口県にも火光利用のきんぢやくをやらせるような処置を講じてさえくれば山口県との折衝もスムーズに行く。こういうようなことで、山口県当局に対しましては、このことに関して御努力をされようなどいうような話のように聞いておるのでございますが、この点につきまして水産庁は山口県に対して、山口県沖合いで火光利用をさせるようないう問題につきまして、ある程度の懸念はされましたかどうか。その点をお伺いいたしたいと思うのであります。

それと、重ねてこの鳥取、島根県のモノローグ主義に対しましては、いかなるお考えを持つておられるのでございましょうか、この二点をまずお伺いいたしたいと思うのであります。

○伊東説明員 山口、鳥取、島根の二つのブロックの問題でございますが、まず山口の問題からお答えをいたします。これは山口県は戦前より火光利用の揚縄の操業を禁止いたしております。それで水産庁といたしましても、今問題になつておりますところのさばきんちやくの入漁に関連いたしまして、県当局ももう一回これは再考してくれぬかということで、水産庁から出しました案にもそのことはつきり書いてあります。ただわれく、そのとき頭で申し上げましたが、これは山口県自体でも沿岸漁業者との問題で非常に深刻な問題がありますので、戦前からずっと禁止しそおりました操業方法を急に解くということはなかなか困難であります。上ほど県内においても、沿岸漁業者と話し合いをつけないでこれをやりますと、ちょうど昨年の新潟のような

問題を起す可能性が多分にありますので、その辺のところは、よく歸つて県の沿岸漁業者とも相談をし、海区の調整についても相談をしてやつてほしい、しかしきれはそういう機業ができるようやつてほしいという懇意はいたしてあります。これは文書にも書いてあります。

私はモンロー主義と思つておるのであります。これがお説の通り長崎県以上にモンロー主義であります。この点は私はほつきり言つたのであります。島根、鳥取と長崎県に出しました案を、長崎はのんでおります。島根、鳥取が断つておるのあります。私も水産庁としましてあります。島根、鳥取兩県につきましては、これは非常に遺憾である。近い将来におきまして、これも両県内の沿岸漁業者との関係があるのであります。従来入つていた船を締め出すというようなやり方ははなはだ遺憾でありますので、島根、鳥取につきましても機会あるごとにそういう方針をやめるようになります。これをはなはだ遺憾であります。島根、鳥取で、会談でをかれます際にも、水産庁としては強力にその点を話してあります。

ありますし、海区設定のための各条件はまだ／＼そろつていない。この両方面から考えまして、あの水産庁案でござりますか、あるいは水産庁の係員の試案と申しますが、海区設定の問題につきましてはその期間と各県の事情との関係からいたしまして、三月十四日までに省令を発布することは、私は非

常に困難と思うのでありまするが、この点について水産長官はいかよろにお考えになつておりますか、この一点をお伺いいたします。

○鷹見政府委員 その点については、今後の各県の、水産庁の案によつての調整の仕方を見て、決定する必要があると思つております。ただいまどうするかというふうなことを確言する段階ではないと思います。

○小高委員　鹽見水產庁長官にお尋ねしたいのです。が、ルース台風による漁業災害復旧の資金融通に関する特別措置法も本委員会を通過して、ここに一段と力強きものを覚えることはまことに欣快でござりますが、これに関連いたしまして、漁業災害があまりにも多いのでござります。たとえば定置漁業とか、のり漁業あるいはかきその他貝類等が、高潮とかあるいは暴風であるとかのために集団的の被害を受けるというようなものに対して、何らかの措置を講じたいということをかねがね私は考えておつたのでござりますが、この種のものに対して、保険制度をお考えになつておることがあるかどうかということについてでございます。先般漁船に対する損害保険制度が確立いたしましたことは、これは漁民一般が非常に欣快に思つておるのでござ

ざいますが、漁船のみをもちまして漁業経営の安定がなし得られたというわけにはなりません。その意味において定置とか、のりとか、かきその他の貝類等の集団的被害による漁業保険制度を確立いたしたらどうかということを考えておるのでございます。これにつきまして、従来は水産省内に漁船保険課といふものがございましたが、この漁船保険課のわくをもつと広げましてからどうか、かように私は考えておるのでございますが、これに対して水産庁長官はいかにお考えになりますか御意見伺いたいのであります。

さいますが、漁船のみをもちまして漁業經營の安定がなし得られたといふわけには参りません。その意味においては、定置とか、のりとか、かきその他の貝類等の集団的被害による漁業保險制度を確立いたしたらどうかということを考えておるのでございます。これにつきまして、従来は水産庁内に漁船保險課といつもののがございましたが、この漁船保險課のわくをもつと広げまして漁業保險課というような一つの課の制度にして、漁船の保險のみでなく、もつとふところを広げた漁業經營の安定を期する意味において保険制度を確立したらどうか、かようには考えておるのでございますが、これに対して水産庁長官はいかにお考えになりますか御意見を伺いたいのであります。

んでおれば、保険制度確立の基礎は今ごろにはできておるはずだ。それが中途で投げ捨てられておるため、基礎的な制度ができないのは遺憾だ、こう考えまして、その研究等につきましても、経済課とかそういう他の方の仕事も持つておるところではなか／＼やり点について経験のある漁船保険課について、検討をやらせた方がよいのではないかと思つて、私は現在お説の通りの形で検討を進めさせてるようにとりはからつております。

んでおれば、保険制度確立の基礎は今
ごろにはできておるはずだ。それが中
途で投げ捨てられておるために、基礎
的な制度ができないのは遺憾だ。こう
考えまして、その研究等につきまして
も、経済課とかそういう他の方の仕事
も持つておるところではなか／＼やり
にくそうにも考へましたので、これを
現在では保険のテクニツクといふを
うな点、基礎データを集積するとい
う点について経験のある漁船保険課につ
いて、検討をやらせた方がよいのでは
ないかと思つて、私は現在お説の通り
の形で検討を進めさせてるようにとりは
からつております。

開催いたしたいと考えておることを、委員各位に御了承を得ておきたいと思うのです。

次に本日の午後に、わが自由党の政務調査会におきまして、石油の統制問題が他の稀少物資の統制と関連いたしまして審議されることに相なつておるのであります。この石油の統制を撤廃すべきかいかないかという問題は、昨年来業界に来おいても非常に大きな問題になつた点であります。今日はすでに石油事情は世界的に見まして非常に円滑に行つております。国内におきましても、漁業関係者はもとより、大きな消費者であります自動車関係、そういう方面におきましても統制の撤廃はすでに輿論に相なつておるのであります。そういうような関係から、党においてはすでに石油の統制は三月三十一日をもつて撤廃すべしという一応の結論を得ておつたのであります。先般閣議において稀少物資の統制と関連しましてこの問題が論議されたや聞いておられます。そこで再び政調においてこの問題を再検討するという段階になつておるのでありますが、本委員会といたしましても、これは漁業経費の低減の面からいいまして重要な問題でありますから、この石油問題を近い機会に本委員会として取上げられまして、国会側の意向を政府にはつきり宣明することが必要だと思うのであります。このことを委員長に提案をいたしておきたいと思うであります。

○川村委員長　ただいま鈴木君の発言に、石油問題について近い委員会において取上げるよう要望がありましたので、さよろくとりはからいます。

が参りましたので、本日はこの程度に
とどめ、あとの委員会は公報をもつて
お知らせ申し上げることとし、これに
て散会いたします。

午前十一時三十八分散会

〔参照〕

昭和二十六年十月の台風による漁業
災害の復旧資金の融通に関する特別
措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)
に関する報告書
真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十
四名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

衆第十三回国会
議院

水産委員会
議録第八号

中正誤

三	貢	段
五	五	行
三	圭	誤
田淵委員	田淵委員	正
田口委員	田口委員	

昭和二十七年三月七日印刷

昭和二十七年三月八日發行